

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会制度が改められ、教育委員会の代表者が「教育委員長」から「教育長」に変更されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

説明のため委員会へ出席を求める者の名称の改正

| 改正後 | 改正前 |
|-----------|-----------|
| 教育委員会の教育長 | 教育委員会の委員長 |

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。